

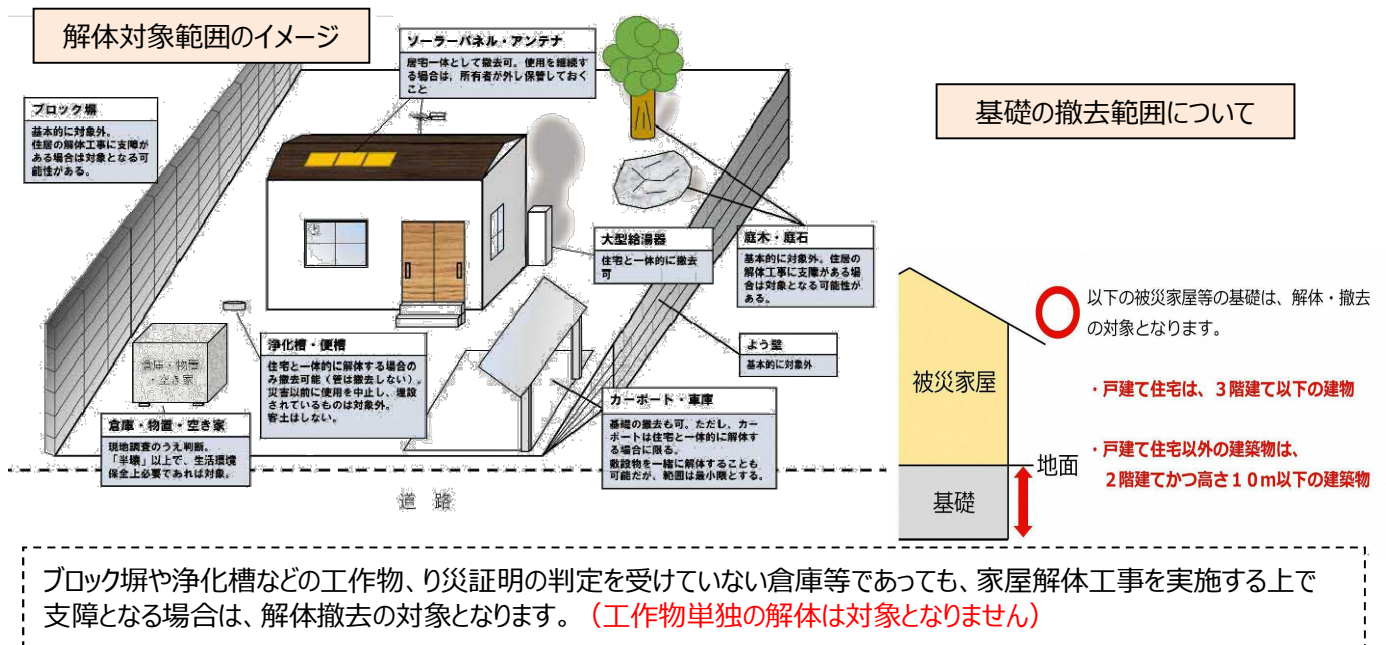
令和8年熊本地震に伴う公費解体のお知らせ

1 事業の概要

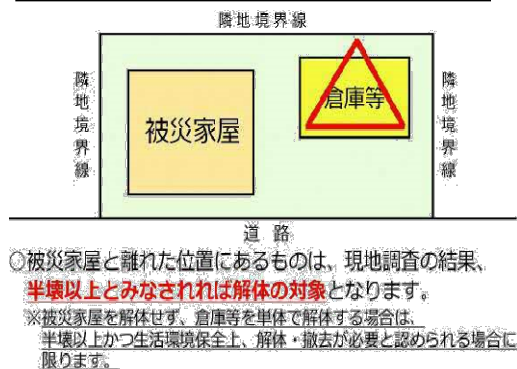
令和8年熊本地震によって被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震によって損壊した個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、「被災証明書」で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の被害を受けたものについて、菊池市(以下「市」という。)が所有者の申請に基づき、解体・撤去の支援を行います。

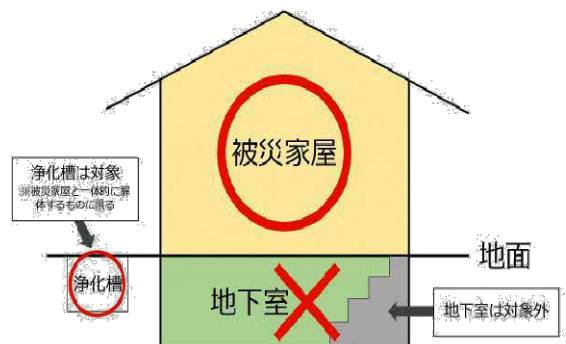
方 法	特 徴	留 意 点
公費解体	●被災した家屋を所有者に代わって市が解体(工事契約～費用支払い)するもの。 → 申請者の金銭的な負担が少ない。	●入札事務等で解体着工まで期間を要する。 ●家屋の損壊が激しい(危険な)ものを優先的に着工するため、先着順とは限らない。 ●未登記や未相続の場合は、権利関係者からの同意書徴収など、事務的な負担が大きい。



被災家屋と家屋等が離れている場合



地下埋設物の解体の対象範囲について



2 対象者(申請者)

対象者は、対象となる家屋等の所有者及び委任を受けた代理人です。事業所(法人)の場合は「中小企業法第2条」による中小企業者(中小企業者並みの公益法人も含む)に限ります。

3 申請方法(相談・受付期間)

- 1)期間:令和8年9月14日(月)から ※平日のみ
- 2)時間:午前 9 時～午後4時まで (正午～午後1時を除く)
- 3)場所:菊池市役所 環境課 廃棄物対策係
- 4)提出書類:環境課窓口へご提出ください。

※遠方にお住まいで来庁することが困難な方は、郵送による申請もできます。

ただし、一般書留等の損害賠償等が付帯する方法により郵送してください。郵便物が届かないなどのトラブルについて、本市では責任を負いかねます。

郵送先 〒861-1331 熊本県菊池市隈府888番地
菊池市役所 環境課(公費解体担当者宛)

4 公費解体事業の主な採択要件

- 1)令和8年7月28日時点で家屋等の所有者(又は相続人等)であること。
※令和8年7月29日以降に売買等(相続等を除く)で所有者となった者は申請不可
- 2)当該家屋の解体撤去に関して、家屋等の権利関係者(故人が所有名義の場合は相続権者人、金融機関等の抵当権者など)の同意を得られること。

5 事業の対象外となる主な経費(原則として申請者の自己負担となるもの)

- 1)電気・ガス・水道・ケーブルテレビ等の停止手続きに関する費用、浄化槽(便槽)の汲取り及び最終清掃等に関する費用
- 2)浄化槽等の地下埋設物撤去、植栽等撤去、引込電線撤去に関する費用
- 3)一部解体(リフォーム工事)及び改修工事に関する費用、解体後の土地への砕石や山砂敷き均し等に関する費用
- 4)解体工事の支障とならない工作物(門扉・塀・擁壁、浄化槽等)に関する費用

6 登記事項証明書について

令和8年熊本地震に伴う甚大な被害に鑑みて、法務局から菊池市役所へ登記情報の一括提供を受けて、所有者及び権利設定等の確認を行いますので、申請者が登記事項証明書を提出する必要はありません。ただし、登記情報に関して電話等でのお問い合わせや回答はできかねます。

7 お問い合わせ先

菊池市役所 環境課 廃棄物対策係 電話:0968-25-1116

時間:午前9時～午後5時(土日・祝日、年末年始を除く)